

資料3

宮崎県主要農作物種子生産条例（仮称） 骨子案について

宮崎県農産園芸課

平成31年2月15日
農産園芸課

宮崎県主要農作物種子生産条例（仮称）骨子案について

1 基本的な考え方

平成30年4月1日に「主要農作物種子法」が廃止されたことに伴い、主要農作物（稻、麦類及び大豆）の優良な種子の生産及び普及を促進するための県の義務付けが廃止された。

農家及び農業団体から将来にわたって安定的な種子の生産体制が維持されるのか不安との意見も聞かれる中、生産者等の不安を解消し、安価で優良な種子を生産者へ安定的に供給していくことは、本県主要農作物の高品質・安定生産の観点から、極めて重要であることから、本県における主要農作物種子の安定生産・供給に必要な体制を整備するために条例を制定するものである。

2 条例の概要

別紙骨子案のとおり、主要農作物種子の安定的な生産・供給体制を堅持するため、目的、県の責務、採種団体及び生産者の役割、優良種子の計画的な生産に必要な事項並びにこれらの施策推進上、必要な財政上の措置に関する内容を盛り込む。

3 パブリックコメントの概要及び結果

(1) 実施期間：平成30年12月5日（水）から平成31年1月7日（月）まで

(2) 周知方法：県ホームページ、新聞、テレビ、ラジオ

(3) 実施の目的及び寄せられた意見等

ア 目的：新たな条例制定に向け、骨子案に対する県民の意見を募集する。

イ 意見数：21件（13名）

ウ 意見の概要

- | | |
|-----------------------|----|
| ・ 目的の記述内容や目的の追加に関するもの | 3件 |
| ・ 用語の定義に関するもの | 2件 |
| ・ 県の責務の追加に関するもの | 1件 |
| ・ 生産者の役割に関するもの | 1件 |
| ・ 優良な種子の計画的な生産に関するもの | 5件 |
| ・ 財政上の措置に関するもの | 2件 |
| ・ 全体総括に関するもの | 7件 |

4 今後のスケジュール

時期	内容
2月	2月定例県議会（議案提出）
4月1日	条例施行予定

(別紙) 宮崎県主要農作物種子生産条例(骨子案)について

条例の骨子案

1 目的

この条例は、本県の主要農作物等（稻、大麦、裸麦、小麦、大豆及びそば）の品質の確保及び安定的な生産を推進するため、主要農作物等の将来にわたる優良かつ低廉な種子の生産及び安定的な供給を図ることを目的とする。

2 定義

この条例で対象となる主要農作物等の種類及び関係者について定義する。

3 県の責務、採種団体及び生産者の役割

(1) 県の責務

県は、主要農作物等の優良な種子の生産及び普及に係る施策を計画的に推進するとともに、必要な体制の整備を図る。また、施策の推進に当たっては、農業者団体その他の関係者と連携を図るものとする。

(2) 採種団体及び指定種子生産者の役割

採種団体及び指定種子生産者は、主要農作物等の優良な種子の生産について第一義的責任を有していることを認識し、主要農作物等の優良な種子が安定的に確保できるよう必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

(3) 生産者の役割

生産者は、優良な種子の利用及び積極的な種子の更新を行い、主要農作物等の優良な生産物を消費者に供給できるよう努めるものとする。

4 優良な種子の計画的な生産

知事は、県内に普及すべき優良な品種について、優良な種子の計画的な生産に努めるものとする。優良な種子の計画的な生産に当たっては、

- (1) 主要農作物等の優良な種子の安定的な生産に関する計画の策定
 - (2) 優良な品種を選定するための試験の実施
 - (3) 原種・原原種の生産
 - (4) 指定種子生産場の指定、審査
 - (5) 助告等、その他必要な事項
- を行うものとする。

5 財政上の措置

県は、主要農作物の優良な種子の生産及び普及に係る施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

6 委任

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。